

似雲法師と厳島

—『としなみ草』と『厳島八景』—

朝倉 尚*

江戸時代の中期、安芸国が生んだ歌僧に「似雲法師」がある。旧稿「『厳島八景』考—正徳年間の動向—」(『瀬戸内海地域史研究』第二輯所収。文献出版・平成元年)において、景目「厳島八景」の選定、さらには作品集『厳島八景』の成立への似雲の関与について少しく触れた。本稿では、旧稿の脱稿以降に得た新たな知見、特に家集『としなみ草』に示される、似雲法師と安芸国厳島との関わりを中心に論及したい。

似雲法師の生涯の足跡は、『としなみ草』巻第二十所収の「思出草」において、自らが記述するところである。似雲は、寛文十三年(1673)正月二日の巳の刻に、松井氏亀屋五郎左衛門の息男より河村氏金屋彦右衛門として養子入家した父(唯笑居士)と、法名・春月妙光信女ばかりが知られる母との間に誕生した。特に、八歳の年にあたる延宝八年(1680)二月十六日、三九歳で死去する母の素望が、

常に大和歌をこのみ、とし老なばいかにもして、都近き山陰に世をのがれかくれて、心のまゝに月花をながめ、念佛となへつ、しづかにをはりをとげんとのこころざしありとなん、(下略)
に有することを知らされ、自らも出家して歌道に専念する志を抱く。が、父の存世の間は「よしさばれとおもひきりて、四たび迄家を出なんとせしに、たらちお涙を流しゆるし得ざれば、(下略)」と、四度にまで及ぶ出家発心の志を断念している。元禄十四年(1701)四月に父の死を看取り、さらに七回忌の法要を営んだ後に、三六歳にあたる宝永五年(1708)十月十七日に宿願を達成している。この間の経緯について、『としなみ草』巻第八所収の亡母五十回忌のために製した一軸中に、

ありもあらずもよしさばれと思ひきりて、三十

あまり六といふ神無月立待月の夜、ふるさとあきのくにいつくしま、光明院にて、一衣一鉢の身となりて、又のとしの春、彌生のはじめつかた都にのぼりはゞべりぬ、

とする。光明院恕信の許で初冬十月に出家得度して法名「如雲」と号し、その翌年の春三月には京洛に向けて出立している。得度の師・恕信も和歌を嗜んだが、如雲の歌道熱心の程がいかに強固であったかが知られる。

上洛後の如雲は、武者小路実陰(1661-1738)に師事したとされる。実陰が師として選ばれた理由は判然としないが、厳島神社の祠官・田家とも姻戚関係を有した岩国藩家老香川家の出身である梅月堂宣阿(1646-1735)が実陰の門弟であったことから、その影響が存したかもしれない。如雲は、享保二年(1717)の頃より、「似雲」と改名・改称した。

1) 『としなみ草』における似雲と安芸国

『としなみ草』の底本としては、弘川寺・土橋真吉共編『似雲 としなみ草』(昭18、全国書房刊)を用いた。同書は大略製作の順序に従い、作品が配列されている。いま、同書に認められる、似雲法師と安芸国に関連する記事(隨筆)、さらに和歌作品を一覧表化すると、次のごとくなる(次頁参照)。これら以外にも、安芸国に関連した記事が含まれる詞書や隨筆は存するが、ここでは省略した。「安芸国関連事項」欄については、鉤括弧内に示す例を除いては、詞書や作品の内容を要約したものである。複数首、事項によっては数十首の和歌を含んでいることもある。次いで、似雲法師と安芸国、就中宮島・厳島神社との関連を知る上で注目すべき事項について、作品に即して説明を加える。

*広島大学・総合科学部広域文化研究講座

年・月・日	安芸国関連事項	(年齢)	巻
正徳3.4～7	「厳島神社奉納梅嶺勧進」	41	1
正徳6.正～2 .7～9	「厳島奉納二十首ノ内」(「暮春鶯」) 「厳島八景ノ船」(「有浦客船」)	44	1
享保4.12～	安芸国滞在(→享保5.正?)	47	1
享保8.4	安芸国小田村松笠山の隠者の教示を回想(隨筆)	51	5
享保10.3 .4～	高野山幻住軒にて亡父のため一七日念佛供養(→28日)	53	6
享保11.5～7	安芸の国よりの文(訃報。法名、玉山柿桂)	54	7
享保13.9～11	離方居士追善歌と息男・松井和遙の和歌の靈験	56	8
享保14.2.16 .3 .9	亡母・春月妙光大姉五十回忌供養の歌軸 安芸国、吉村亭の藤咲山を思いやりて 亡母の遺品(含、似雲の産髪・臍帶)を高野の奥に納む	57	8
享保17.3	故郷の縁故よりの消息への返し	60	13
享保18.4.24	亡父・唯笑居士三十三回忌供養	61	9
元文2.10～11	兄弟より帰郷を勧誘する	65	16
元文4.9.9	厳島神社の大鳥居建立成就を夢に見る(「種花記」所収)	67	18
寛保元.9.25	祖母・円誉理法大姉五十回忌の供養和歌	69	18
寛保3.10～12	七十賀歌(寛保2.12.26)を厳島神社に奉納 厳島神社大鳥居の再建を伝聞	71	18
延享元.正	安芸国縁故より帰郷勧誘の消息への返し	72	18
延享3.6	安芸国に下向・滞在(→同7月)	74	19

○正徳三年(1713)と正徳六年の作品について

前掲の旧稿で詳述するごとく、この間は、①厳島奉納和歌の勧進・奉納、②厳島八景の景目の撰定と詠進、③客人社奉納和歌の勧進・奉納の時期と重なっている。①については、正徳三年三月晦日に二十首題が撰定され、正徳五年十月上旬に奉納されている。②については、正徳四年十月五日に上冷泉為綱によって景目が撰定され、以後各方面に詠進を依頼した。③については、正徳六年二月下旬の完成・奉納であった。

似雲の正徳三年度における梅嶺勧進歌(「暮春」「夕立」「寄月恋」題)と、正徳六年正月～二月の厳島奉納二十首の内の歌(「暮春鶯」題)とについては、歌軸としては現存しないが、①や③の企画と期を一にする試みであり、厳島神社に奉納されていたものと解される。正徳六年七月～九月間に製された「有浦客船」歌については、『厳島八景』(元文四年刊)中巻に収載される似雲歌と一致し

ている。『厳島八景』に収載される和歌作品については、すでに正徳六年頃に詠進されていたことが判明する。

○享保四年(1719)十二月～翌年正月の帰郷・滞在について

帰郷・滞在のことを明白に示す一首の詞書には、「同年十二月十七日、安芸の國大嶋氏の許に宿して、又のあした雪を望て」とある。「同五年正月十三日、同國新山不動院に宿して」によれば、翌年正月十三日には新山村(安芸郡。現、広島市東区牛田新町)の新山不動院に参籠し、当座の歌会を催したかのごとくである。暫時の滞在であり、郷国を去るに当たっては、

都にとしうしくすみて、故郷あきのくに、帰り
ゐて、幾程もなく又旅立けるを、はらからわ
かれをおしみければ
として和歌一首を詠じている。前述のごとく宝永

五年(1708)十月に出家し、翌春さっそくに上京した似雲であった。以後、あるいはこの年まで帰郷することの無かったことを示唆するのが「都にとし久しくすみて」である。「幾程もなく又旅立ける」は、倉卒の帰郷、出立であったことを示す。特別の目的を看取することはできず、仏道と歌道の精進の成果を報ずるための帰郷であったろう。

○享保八年(1723)四月、似雲法師の発心・出家にかかわる因縁事の回想について

和歌を含まない隨筆として収載。安芸郡小田村(現、広島市安佐北区高陽町)の松笠山に隠棲した某隠者の教訓を記している。似雲法師の生涯の生き方と符合する教訓内容であり、長文であるが一篇の全容を引用、紹介する。

安芸国小田村松笠山にすめる隠者ありしに、われ世をのがれし頃、たづねのぼりて、この山上に幾程の歳霜をかさねられけるぞと、ひければ、三十四ヶ年すみつるとぞ、さて身の行末のことゞもとひき、しに、彼僧の曰々、皆人初発心の時、先世はなれたる深山幽谷に入べきなどおもへり、是かならずよろしかるべからず、世縁をたちても、心さだまらざるものなれば、又世縁にあへば心みだる、本是心よはくして、にげこみ山居なるがゆへなり、世をつるからは心をつくして、気にかなはずとも、市にとしまじはるべし、ねがはくは、いなかよりも、都にのぼり、繁花にして、心みだれやすき所にすみて、十とせあまりもみづから的心をこゝろみ、何ごとなくば、折ふしは山に住し、おりふしは市に居し、かくしつ、自心をねりきたひて後、山林なりとも、市也ともこゝろにまかすべし、さなくてはなほいまだ、しかならず、其修行のうちに世縁にこゝろひかれて、たへしのはずば、其時俗に帰るか、深山にいりて、ひたふるに世縁をたつか、思ひきはむべしといはれしこと希有なるしめし、人のこゝろづきなきこと也、つくづくとこのことばを思ひかへせば、道心修行するには、是ぞ勇猛のこゝろざしと、浅からずたふとく思ひはべりぬ

(傍点、底本は踊り字)

光明院の恕信の許で僧形に変じた如雲(後、似雲)であるが、当初より出家後の仏道と歌道に関する修行・修業の方策について、確乎とした方針が存した訳では無かったようである。身の行く末に関する迷いを払拭、解決するべく訪れたのが、三十四年もの間松笠山山上に住した隠栖の僧の許である。僧の教訓・助言の要点は、まずは田舎よりは、むしろ心の乱れ易い都の繁花の地に住し、十余年間自らの発心の心念を見極め、何ごともなければ、折りに触れては山に住し、あるいは市に住して自心の鍛錬を積み、自在の心を得た後は山林なりとも市中なりとも、心に任せればよいと言うものである。おそらくは安芸国、宮島(光明院)に止まって修行するべきか、本寺智恩院が存し歌道の聖地でもある京洛に上るべきか、いまだ心の定まらない状態であった。が、松笠山の隠棲僧の教訓・助言を得て、さっそくに決断、上京を果たしたということである。歌道への執心もさることながら、出家から上京までの期間があまりにも短期であることに奇異の感を抱いたが、上記のような因縁が存したのである。

享保四年十二月の帰郷・滞在について「この年まで帰郷することの無かった」と推量したのは、上掲の助言に「十とせあまりもみづから的心をこゝろみ」とあることに拠るところが大きい。自らの発心の心念を見極め、搖ぎない心が確信された時点での帰郷であった。そして、再び上京の後の似雲は、嵯峨の任有亭、吉野の雫の庵、高野の幻住軒、松島、須磨の花の庵、河内国弘川寺の春雨亭、和泉国踞尾の常楽庵などの間を転々とし、一処不居、行雲流水そのままの生涯を送ることとなる。なお、似雲にとって最後になったと目される、延享三年(1746)の帰郷の折の収載作品の詞書きに、

延享三年文月三日の夜、似雲法師をともなひて
松笠山歡喜寺に宿しはべりぬ、此山にむかし
初発心を得給ひよしき、はべりて讀て奉る
和遙

とある。作者の「和遙」は松井氏の人で、松井氏は似雲の父・唯笑居士の生家・実家である。似雲にとては俗系の従兄弟と目され、『巖島八景』

中巻に広島の「松井和遙」の作として「厳島明灯」「鏡池秋月」歌が収められている。似雲とは親しく和歌の交流も存し、松笠山の歓喜寺に宿し、往時の発心の因縁事を懐旧している。なお、教訓・助言の隠栖僧については、似雲の隨筆文の冒頭において「隠者ありしに」と、過去形で記していることから推測するのに、享保十年時にはすでに死没していたのではあるまいか。隠棲僧の住処跡が歓喜寺であったものか否かについては判断し難い。

○享保十年(1725)四月～十月の帰郷・滞在について

生涯において最も長期間にわたる帰郷・滞在であった。

一覧表にも掲出したごとく、帰郷直前の三月に詠まれた二首の詞書きに、

亡父唯笑居士遠忌追福の為、此所にて一七日念佛修しをはり、廿八日此草庵を出る時、さうじにかきつけはシベリし

とある。「此所」については、直前に配される和歌の詞書きに「真別所の奥幻住軒に籠る時」とあり、第二首の第一・二句に「まほろしの住家ながらも」とあることより、高野山の幻住軒であることが判明する。亡父・唯笑居士の二十九回忌の追善のために、一七日間の念佛供養を修している。三月二十八日に「此草庵を出る時」とあり、離庵したもののごとくである。ただし、四月一日の詠にも高野山を詠み込んでいるので、離山そのものは数日後であったか。

四月に入り安芸国に帰国している。似雲の帰郷の第一の目的は、改めて亡父の追善供養を修することであった。入国直後の詠作は、

同十八日より廿四日まで故郷安芸の国水哉亭に
こもりみて仏事

と総題される歌群である。「二十九回忌の追善の寸志に、遺像の靈前にそなへ」られた、亡父作の和歌一首を冠に置いた折句三十一首と、南無阿弥陀仏を冠に置いた名号和歌六首である。

以下、十月の離広までの約半年の間における、似雲の宮島・厳島神社関連の詠作について紹介する。亡父の追善供養を済ませた後、次の詞書きを

付した一首を詠じている。

五月廿四日松井氏にいざはなれて嚴島へわたる
折しも郭公の声をきゝて

五月二十四日、亡父の生家である松井氏、おそらくは前出の松井和遙に誘われて、厳島に渡っている。直後に配される題詠「浦夏月」「寄神祝」歌などは、同時の作と推される。光明院・恕信への訪問・挨拶も存したであろうが、直接には触れていない。

次いでの渡島は六月であり、いわゆる「管絃祭」への参仕、見物のためである。広島城下町民の管絃祭への関与・見物船の実態を示すものであり、次の詞書きを付している。

水無月十七日辰ノ上刻、水亭よりもづなをとき、江場嶋の沖にて朝げのものなどすぐして、巳ノ下刻嚴島に着、当社御本地觀世音開帳の頃しもにて拝みたてまつり、それより御両社参詣、大元ノ社へ詣で、船にのり、地ノ御前の御社へ渡り、しほのさすまゝに、鳥居のみを舟をいれ、がくの御舟をまちたてまつる程、あたりを見れば、社壇の外鳥居の中にもちやうちんか、り、又一町ばかり浜のかたにも、ながき竿の末に挑燈を左右にさげをきたり、さて暮はて、みれば、みふね三つを一つに床をしなし、青竹にて欄干などつくり、燈籠あまたかけつらね、絲竹をそろへ、海づらもひゞきか、やきわたり、御船御社の御前にいらせ給ひ、や、久しく御神事樂かなでながら三たびめぐらせ給ひ、又沖へ出させたまふ、沖のかたには御供船とて、ふねあまたちやうちんかぎりなくかけならべ、みさき御跡に漕つれゆく有さま、貴賤打むれてひろき浜べも所せう、舟にも人びとのりつどひ、みふねをしたひおがみたてまつるさま、いづくにもかゝることやはと感涙袖につ、みがたし、さる折しも月さやかにさし出で、海の面きらーと見わたされて、嚴しまに帰せたまふ

六月十七日(現在も旧暦の同日)の辰の上刻(午前七時過ぎ)に水亭より出船し、江波島(江場嶋)現、広島市中区江波一帯)の沖で朝食をとり、巳の下刻(午前十一時前)に厳島に到着している。本社、客人社、さらに大元社に参詣の後、再び上

船して地御前神社に先行して管絃船を待ち設けている。管絃船の様態、三匝(左廻りに三度)の様相、さらに御供船・見物船の様子などが描写されている。地御前神社より復路の管絃神事については省略が著しいが、描写の範囲では大略現行の管絃祭と合致している(木谷昌光「巌島の特殊神事について—神衣献上式・巌島廻式・管絃祭—」
『芸備地方史研究』207・208号所収>参照)。

似雲は、上記の詞書きの次に配される和歌一首の後註に、

こぎ出て御舟をしばし見をくりたてまつりて、
夜半すぐる程に水亭に帰宿す

と記している。管絃船は、復路には長浜神社と大元神社において管絃・三匝し、巌島神社では火焼前、客人社前でも管絃を奏し、さらには管絃・合歎塩を奏する中、拵形における三匝で最高潮を迎えるのが現行である。が、どうやら似雲法師の一行は、その途中より(おそらく神社には上陸せず)、帰路の途についている。夜半過ぎに「水亭」に帰宿したと記す。「水亭」については、後にも頻出する亡父の旧居「水哉亭」の略称であろう。亡父が継いだ河村氏金屋(酒造業)は、広島城下広瀬組に属した塚本町(現、中区塚町・本川町一帯)に居住した。塚本町は太田川の本流の左岸に位置し、舟運の要地であったことから、巌島への渡島は比較的に簡便であった。

三たびめの渡島は、七月二十五日から二十八日にかけてであり、製された和歌よりも付される詞書きが長文・詳細で、一編の優れた紀行文として成立している。全文の引用は長文に過ぎるために避け、留意すべき要所を抄出しながら説明を加える。

七月二十五日。紀行文一編としての冒頭は次のとくである。

文月廿五日申の時ばかりに、水亭より友とする人をさそひ船出して、江場にて風のなぐをまち、夕暮に此所をいで、五更の頃巌しま杉のうらにつく、舟人のいはく、けふは二百十日とて波風のある、日なり、さればにや、南のかたさはがしく、海のなるやうにきこゆれば、浦まはりのことおぼつかなし、けふは彌山へ参詣ありて、あすにても波路しづかなる時めぐるべしといひ

ければ、さらばとて、ありの浦に舟を漕まはさせ、あけはのに経堂の下に着、
申の時(午後三時一五時)ばかりに、江波(島)において、風が凧ぐのを待っている。「友とする人」で想起されるのは、やはり松井和遙である。江波は、巌島神社に参詣する人々の乗船場であった。似雲の一行は五更(午前三時一五時)の時分に杉ノ浦に着している。日付は翌二十六日に変わっており、当日は「二百十日」に相当し、前日の強風はその前触れとも解される。一行の目的は「浦まはり」に存したが、船頭の助言を容れて、取り敢えずは彌山参詣に予定を変じ、風波の静まるのを待つことになる。有ノ浦に船を廻し(巌島八景の一に「有浦客船」)、経堂(俗、千疊敷)の下に着岸する。和歌の詠出は無い。

七月二十六日。彌山に登り、その後に光明院を訪れて恕信と閑談し、同夜は船上で宿泊したようである。

彌山登山の経路の描写は省略するが、滝宮に立寄り、白糸の滝を眺めてから山頂に至る(巌島八景の一に「滝宮水蛍」)。山頂では、

さて本堂・虚空蔵にまうで、仏舎利・三光石などおがみたてまつり、求聞持の行者に斎を供養し、御供物を頂戴し、奥ノ院弘法大師の前にぬかづき、それより船に帰り侍りぬ、

とある。本堂(大日堂・神護寺。本尊、大日如来)、虚空蔵(求聞持堂。本尊、虚空蔵菩薩)に参詣し、仏舎利・三光石(本堂秘藏)などを拝し、奥ノ院に安置される弘法大師像に額衝いた後に下山、帰船している。引用記事の中で特に留意すべきは、求聞持堂の行者に斎を供養したのに対して、御供物を頂戴したという条である。なお、神鷦(ごがらす)に関する記事はない(巌島八景の一に「彌山神鷦」)。次いで暫時の休息の後であろうか、

同日光明院へまいり和尚と閑談し、この薄暮より風あれて、鳥井の洲に船をよす、(中略)されど、百八の神燈光をやはらげて、水にうつりしま、塵がましき胸のうちの、しばしあきよまるこ、ちしけり、

とある。華降山光明院に恕信和尚を訪れて閑談している。ただし、「恕信」の名前は明記せず、「閑

談」の内容に触れることもなく、法の上の師弟としての親密・緊密な関係を読み取ることは不可能である。二百十日の風波の影響で、一行の船は有浦より鳥居（「鳥井」）の洲に寄せられる。海上より神殿とその背景を眺望する恰好であり、見る見る内に黒一色に変ずる中で（「夜の錦」）、百八燈籠の燈火に胸中の塵を洗われている（厳島八景の一に「厳島明燈」）。和歌の詠作は欠く。

七月二十七日。二百十日の余波を慮り、本社神殿に参詣している。

同廿七日御社に参詣し、拝殿・舌崎のかたに行めぐり、心しづかに眺望しつゝ、餉、酒茶などともにものして、くにぐにによりかゝりし絵馬、詩歌どもを見るまゝに、いつしか遊興時をうつせり、

勝景の眺望、飲食、さらには絵馬、詩歌（額）などを観覧している。参拝に係る規制は緩やかであり、信仰もさることながら、むしろ遊興を目的としている実態を示している。神社神殿に次いで、座主（滝山水精寺大聖院）、西方院（大聖院の向いの山下）を訪れ、庭園の水石を鑑賞し、称揚している。本日も和歌の詠作を欠く。

七月二十八日。和歌一首の詞書きとして、次のごとく記している。

同廿八日、夜をこめて残月を見つゝ浦まはりす、
山色水光相映じて、いづくにも又たぐひあらめ
やと打ながめつゝ、

残月を眺めながら、「浦まはり」に出立している。次いで本和歌の左註として、本日の出来事を中心とした長文を草しているが、これが紀行文としての主要部である。冒頭部では次のごとく説いている。

嶋めぐりといふあり、浦まはりといふあり、嶋めぐりといふは、（下略）

「嶋めぐり」（以下、「お島巡り」と表記）と「浦まはり」（以下、「浦廻り」と表記）との区別が存することを指摘し、まずは当時の「お島巡り」の実態について叙述している。お島巡りの特徴は、一言で言えば厳粛な「神事」である点にある。神道においては何よりも汚穢を忌むが、願主は一七日の潔斎の後にこれに臨み、島は七浦（似雲は「やそぢふたうら」）の各社に参詣、参拝すること

により、神々の予祝を得ることを願うのである。似雲の記述するお島巡りは、簡潔にして要領を得た説明であるが、巡路における末社の所在地や景勝地の名を列挙するなどより判断すると、既存の手引き書や案内書に拠ったものであろう。なお、前掲・木谷昌光氏の論考の「御島廻式」の項に拠ると、現行のお島巡りは略式であるとされる。その上で、本式との相違を種々の方面より指摘されるが、①饗膳が存し、そのための台所船が加わること、②客船に唄水主が乗船し、船の発着時に船唄を唄い、櫓や竿を操作することに要約されよう。似雲の文中には、お島巡りの一行について、

其趣は、第一に御師の船とて、榦木をたてしめひきわたし、社人是にのれり、次に幟幕をひきおほひきよらにふなよそひして、声おかしき舟子どもあまたえりと、のへて願主是に乗ず、饗應の物とかくはからふともぶね跡につきしたがへりと説明する。「声おかしき舟子」や「饗應」のための「ともぶね」の存在が明記されており、本式のお島巡りであったことが知られる。

お島巡り式は、養父崎神社の沖合における「御鳥喰神事」により最高潮を迎える。似雲も神事の要約を描写・記述している。海上に浮かべられた粢団子（六箇）を、伶人が樂を奏する中、神社の杜より飛來した彌山の神鴉一隻が交代に六度杜の中に運び去るという内容である。この六度の御鳥喰が無事に終わると、似雲の表現によれば「願主をはじめ所願成就と、海山もどよむばかりに皆人の、しりよろこべり」のごとくであった。

似雲法師一行の今次の目的は「浦廻り」に存し、そこでの描写・叙述は、紀行文一篇のヤマ場であることを示している。長文ではあるが結末までを引用する。

又うらまはりといふは、わきてすぐれたる身の清めもなく、山水逍遙の為にめぐる也けり、われもわかかりし時、たびへ嶋めぐりをしはしべりければ、此度はやすらかなる、浦まはりを催し侍し、此浦まはりも、山水を見ることしまめぐりにかはることなし、されどこのやぶ崎のうらにての御神事を見たてまつらぬことよと、ものわびしく思ひし折から、つと思ひ出たり、

おと、ひ彌山にてもらひ帰りし、御供物こ、に
ていたゞきものせんとて、ともにいさゝかづ、
いたゞき、のこりしをば、台をうしほにて清め、
紙をしきて、舟のやかたのうへに置べし、本是
清淨なるものなれば、もし御神慮に御うけまし
まさば、神鳥とりてあがる事も有べしと愚僧い
ひければ、みなへげにしかとて、さのごとく
はからひて、やぶさきの沖を漕すぎなんとせし
時、彌山よりからす一つ飛来して、やがてかれ
をくはへてあがりけり、是を見て、伴ひし人
一舟子までかゝる不思議なることもこそと、
舟こぞりて感心しけり、さる中に舟人一人いひ
けるは、あまり不思議なること、たゞし外のか
らすきたりしことも有ぬべし、こがらすならば
一つがひなるゆへに、今一つ来るべしといひも
あへぬに、又ひとつ、のしばをうつて舟にきた
れり、是にてうたがふ所なしと、彼いぶかりし
おのこも口をとぢて、ものもいはず、さてしば
しやすらひて、飛行をみれば、供物はくはへず
はんべりき、こはいかにととかくいひしろう時、
われいひけるは今思ひあはせたり、御供物二つ
のうちひとつは直に手もふれず、今一つはとり
一にわづかづ、もいたゞきものしければ、人
の残飯に異なることなし、さる物を心づきなく
そなへたてまつりしこと、神慮の御とがめも恐
あり、御ゆるし給ひねと心にてふかくわびたて
まつる、さきにひとつあがりしはさだめてきず
つかぬなるべし、いざはやおろしこゝろみるべ
しとて、屋形のうへなるをとりおろして見れば、
兼て思ひよりしにたがふことなし、これにてい
よ一神鳥にうたがひなし、つねのからすなり
せば、食物をめがけて來りしに、人のものせし
残りとて、ついばまずいたづらに帰るべきや、
仏神にわたくしなし、あふぎてもあふぐべし、
おそるべしつゝしむべし

浦廻りの特徴は、言ってしまえば「遊興」「物
見遊山」である点にある。似雲もこの点を指摘した上で、自らも若年の折にしばしばお島巡り神事を経験済みであり、今回は特別の潔斎を要しない、浦廻りを選んだとする。山水を見ることに関しては、この浦廻りもお島巡りと変わることはない

として、描写は一挙に養父崎神社沖合いにおける靈異・靈験に及んでいる。浦廻りとお島巡りの最大の相違は、御鳥喰神事の有無にあると言つても過言ではない。「ものわびしく思ひし」似雲は、一計を案じ、一昨日に求聞持堂の行者より頂戴した御供物二つを、台を清めて紙を敷いて供え、舟の屋形の上に置いたところ、神鷦一双が飛来したという内容である。神鷦の挙動、舟人の反応、似雲の解釈と感動の様子については、多くの説明を加える要はないであろう。唯に、初め飛来の鷦が供物を銜え去りながら、再び飛来の鷦が銜えなかつたことに対し、これを不思議の靈異に結び付ける似雲の性向、さらに「仏神にわたくしなし、あふぎてもあふぐべし、おそるべしつゝしむべし」として一篇の紀行文を結ぶ性向に留意したい。僧形の歌人である似雲であつてみれば紀行文として完成するための虚構であったとも解されかねないが、やはり幼少より育まれた厳島神社への篤い信仰心がもたらした結果の実話の靈験譚と解したい。似雲法師の厳島神社への信仰心は、この浦廻りによって、ますます深化、純化されたことであろう。

浦廻りを主目的とした三度めの渡島より帰亭し、さらに離広するまでの間の詠作は、和歌六首に隨筆一篇である。その中の一首の詞書きに、

世に虛名あつて称するものおほくは名に及がたし、さるに、海鳴山興禪寺にまうで、四方に頭をめぐらせば、海嶋のみかは、事をあまたの風景、いみじき絵師も筆かぎりあればいかでかはとある。海鳴山→海鳥山であろう。海鳥山興禪寺は、もともと郡山城内(現、高田郡吉田町)にあった臨濟宗の寺で、広島開府とともに城下の竹屋村(現、広島市中区)に移されたとされる(『広島県の地名』(平凡社、昭57)参照)。竹屋村は、古くは切支丹新開と呼ばれ、南側が海中に突き出ていた景勝地であった。歌人としての感興のままに、あるいは郷里の原景として心に止めるべく、一日を費消して遊んでいる。右手前方に厳島を眺むことになる。なお、このほか九月十三夜に「大嶋亭」、同十五日に「坂上某」、翌日に「清心尼の山居」を訪れているが、詳細は不明である。隨筆の一篇は、

学問（「学文」）を修めるに際して必要とされる「三こん」（俗諺。利根・上根・黄金）についての説であり、若年の未学者を激励するために、依頼されて製した作品であろう。

神無月十五日、水哉亭より舟を放つ

約半年間の滞在を終えて、亡父の旧居・水哉亭より舟出したのは、十月十五日のことであった。生涯において最長期間の滞在を果たした享保十年の帰郷であったが、製された作品の数は思いの外に少い。が、その数少い作品中において、宮島・厳島神社を素材としたものについては、量的にも質的にも優れた文学作品として仕上げられている。似雲法師の厳島（神社）に対する尊崇の念、信仰心が反映されたものである。

○享保十三年（1728）の離方居士追善歌と息男・松井和遙の和歌の靈験について

上都して間もなく急死した離方居士の追善のため、似雲は次の二首を手向けている。

あしかりし方をはなれて行舟の 法の道には何
かさはらむ

（傍点は筆者）

似雲の父の生家が松井氏であるところから、離方居士は父の兄弟、似雲にとっては叔父に相当した可能性が高い。この似雲の製した「あしかりし」歌に対して

その後離方子松井和遙、都にのぼりし頃、
此たび早船にて波路分こしに、風あらく吹
て舟もあやうかりし時

たらちねの跡とふ為に行舟を あはれみたまへ
わたつみの神

と詠じ祈申けるに、俄に海の面しづかにな
りて侍しこそ有がたく覚えつるなしどかた
りし時、我あしかりしとくちずさびけるを
きゝて、不思議に海路あれし時よみし愚詠
の返歌ともいひてましと、いよ～感涙を
催し侍りぬ

とする。「その後」はあまりにも漠然とした表現であり、和遙の「たらちねの」歌の詠作年時は特定し難い。追善のために亡父の遺蹟を訪れるという孝心に感じ入り、海神が風波を静めたという靈異として引用される。さらには、似雲の「あしか

りし」歌が「たらちねの」歌の返歌として適當であったという適合の奇異として「いよ～感涙を催し侍りぬ」として結ぶ。感涙を催したのは和遙であるが、ここでも自己の作品を機縁として、和歌をめぐる靈異・靈験の奇異を主題とする挿話として完成させている。

○享保十四年（1729）二月十六日、亡母・春月妙光大姉五十回忌供養の歌軸について

亡母の死は延宝八年（1680）、三九歳であった（前述）。当年の五十回忌供養の手向として、「からすに反哺あり」に始まる長文の詞書き（序文）を有する長歌一篇を製している。長歌は、亡母の滝を詠じた和歌一首の三十二文字を、句毎の冠と末の句の沓とに置いた三十一句より成る。次いで、二月十六日の忌日は、文治五年（1189）二月十六日に七二歳で死去した西行法師と同日であった。かねてより西行を敬慕していた似雲は、この日を期して自ら生前の葬儀を預修している。

（前略）又はからざるに、彼花の本にて春死なんと有し、西行上人の忌日もけふにあたれり、大和もろこし世捨人おほかる中に、此上人をわきてとし頃したはしく思ひはんべりき、やつがれも、あらかじめふを忌日とさだめをきて、いける身ながら、ならびの岡のかたはらなる、西光庵にて葬をいとなみはんべりて
として、二首の詠歌をも添えている。なお、軸の奥書には、かつて兼好法師も住した御室の双ヶ岡の傍の西光庵において庵主・瑞巖和尚を導師として営まれたこと、似雲は沐浴後に剃った髪を二分し、一は「ふる里のゆかりある人の許」に、一はこの日のために移し植えられた桜の木の本に収められたこと等が記され、和歌一首も詠まれている。なお、西行を深く敬慕し、自らも「今西行」と称された似雲であるが、彼・西行への親近の情のそもそもも母と忌日を同じくするという点にあったのではあるまいか。

○享保十八年（1733）四月二十四日、亡父・唯笑居士三十三回忌供養について

亡父の死は元禄十四年（1701）であった（前述）。

当年の三十三回忌供養は吉野山に「零の庵」を結んだ直後に當まれ、亡父の和歌一首を冠に置いた折句三十首と南無阿弥陀仏を冠に置いた名号和歌六首を製して手向けとされる。前掲の二十五回忌の際と同様の趣向である。

○元文四年(1739)九月九日、厳島神社の大鳥居建立成就の夢事について

当該の夢事が記述されるのは、元文五年(1740)四月二十八日に完成した巻軸「種花記」においてである。享保十七年(1732)、西行の終焉・没骨の地の所在を、石山寺への七日七夜の参籠中の「靈夢」によって感知・発見した(巻十六「円位上人古墳記」参照)。次いで西行墓前に拝堂を建立して石燈籠・手水鉢などを設け、周囲に千株の桜樹を植えるに至る経緯を記したのが「種花記」である。記に拠れば、似雲は元文四年九月八日から十日かけて連夜夢を見ている。九日の夢については、

同九日のあかつきのゆめに、虚空に良材を東方より引わたして、厳島神社の大鳥居建立成就してよろこびの神供物をいたゞくと見はべりしと記し、和歌は欠いている。次いで連夜の夢を合わせているが、九日の夢については、

九日の夢大鳥居建立のこと、わがふるさと安芸の国なれば、いとけなき時より彼國の厳島大明神をつねに信じたてまつるによりて、拝堂建立の体を鳥居によそへてのさとしならむかとする。拝堂建立の成就を鳥居の建立に擬えた諭しであると解いている。幼時よりの厳島信仰が明言される点、さらには靈験の奇異の挿話である点に留意される。「種花記」には風早実積の、記と同日付の後記・跋文が付されている。実積は、「嚴島八景」上巻に「谷原麋鹿」歌が収められ、「嚴島社奉納和歌」や「客入社奉納和歌」にも詠進している。

厳島神社の大鳥居は、享保元年(前年の正徳五年とも)に倒壊、元文四年に再建されている。似雲は、造営が許可され、再建が進行中であることを伝聞し、心中に感慨を催していたものかもしれない。

○寛保三年(1743)十月～十二月、七十賀歌の厳島神社への奉納について

似雲法師の七〇歳は、前年の寛保二年である。この間の経緯について、奉納歌に添えられた一首の詞書きに、

去年寛保二年十二月廿六日七十賀、一条院宮尊賞二品法親王より御詠筆恵み給りし一幅に御返しの愚詠、厳島神社に納め奉るついでにかきそへ侍ると記されている。前年十二月二十六日に、おそらくはかねてより依頼していた一条院宮尊賞法親王の賀歌一幅が届けられる。賀歌の一幅はしばらくの間手許に止められるが、似雲の返歌を書き添えて、厳島神社に奉納されている。神社仏閣への和歌などの奉納例は他にも散見されるが、七十賀という、あるいは生涯最期の賀歌の奉納先に、厳島神社が選ばれていることに意味が存するであろう。神社(大明神)の加護への謝意の表れである。

次いで配される一首の詞書きは、

同大鳥居御再立有しことを伝聞はべりてである。前掲の夢事からは四年間の隔たりがあるが、この時分に大鳥居再建のことを伝聞したとする。実際にはこれよりはるかに以前の伝聞であったが、この間改めて再建賀歌を詠進する機会を欠いていたのである。

自らの七十賀歌と大鳥居再建賀歌と、いずれも奉納に相応しい慶事である。

○延享三年(1746)六月～七月の帰郷・滞在について

似雲は当年七四歳である。『としなみ草』に拠る限りでは、最晩年の帰郷・滞在である。前年の歳暮より止住した須磨の草庵よりの出立であり、水無月の比、安芸の国へくだると、はりまなだにて

と詞書きする一首より、時は六月であったことが知られる。

帰広すると、さっそくに宮島に渡島したようあり、

同十二日の夜宮島にて
さすしほに光をそへて島の名の 宮居涼しき夏
の夜の月

同夜わたどの、百八燈など拝みはべりて
所から龍の宮居もうかふかと 見えてつらなる
波の灯

とある。六月十二日夜の詠作である。上掲の二首は、天保八年(1837)に成立したとされる岡田清編『芸州厳島図会』巻之一にも収められる。同書では「ミナ月三日」として詞書きに小異同が存することや、『厳島八景』所収の「有浦客船」歌を除くと厳島(神社)に関連した似雲の作品が認められないところから、『としなみ草』に拠ったか否かは不明である(『宮島町史』資料編・地誌 紀行I〈宮島町・平4〉所収本参照)。

似雲は六月十七日にも渡島する。同日は「管絃祭」の当日である。一首の詞書きには、

同十七夜、神の御船の管絃を拝聴しはべりて
とある。老齢のこともあり、さらにはすでに祭当日の模様を詳述する作品を製したこともあり(前出)、記述は簡潔である。

今次の滞在中における宮島への渡島は上記の二度であった。似雲自身も最後の機会であることを自覚して、生涯をも振り返り、特別の感慨にふけったことであろう。その点は、十二日に渡島しながら、今生の思い出とばかりに、十七日の管絃祭にさらに参詣したことによってわずかに推される。が、引用した記述がすべてであり、その他には何も自ら語るところがないのが特徴である。

思い出の地への訪問が続いている。六月二十日に製された一首は、

同廿日、海鳥山にて当座

と詞書きされた「納涼」歌である。城下竹屋村の海鳥山興禪寺の佳景を訪れての詠作である。次いで七月七日に製される一首には、

初秋の比、松笠山歓喜寺に宿しける夜、暁のつ
とめいと哀におぼえければ

と詞書きされる。すでに似雲の発心・出家に係る因縁事の項(享保八年四月)で詳述した、安芸郡小田村の松笠山の歓喜寺を訪れている。出家の時よりすでに約四〇年の年月が経過しているが、似雲自身の生涯を決定したとも言える一大決断を下すに当たっての恩人であり、再訪を期し難い今次の帰郷中に、是非ともに旧蹟を訪れ、これまでの

生き方を密かに報じ、謝意を表しておきたかったのではあるまいか。同時に製された松井和遙の一首の詞書きについては、同じく前項(享保八年四月)で全文を紹介した。文中では「似雲法師をともなひて」と記述されており、むしろ和遙が似雲を引率、案内したことが判明する。

文月七月の朝、とものうらより舟出するとのあり、七夕・七月七日の朝には備後国鞆の浦より出港している。前日の離広か。

以上、『としなみ草』に認められる似雲法師と安芸国に関連する作品を一覧表化し、次いで安芸国、就中宮島・厳島神社との関連を知る上で注目すべき事項を取り上げ、作品に即して解説を加えた。似雲法師は、宝暦三年(1753)七月八日、和泉国踞尾の常楽庵において八歳の生涯を終えている。三六歳で出家し、翌年上京して以来、一廻不住、まさに「今西行」の称に相応しい生き方を示したが、終生、特に幼時より育まれた宮島・厳島神社に対する尊崇の念を持ち続けたことが明らかになったであろう。

2) 『としなみ草』と『厳島八景』

似雲法師生存中の元文四年(1739)に梓行される『厳島八景』は、光明院恕信を中心として、厳島と周辺の文人が総力をあげて遂行しているところに一大特徴がある。似雲は、わずか一首であるが、「有浦客船」歌が入集する。詠進・入集の経緯について、似雲自身が特別に語ることはないが、『としなみ草』所収の作品の検討を通じ、若干の解説を加えたい。

そもそも「厳島八景」の各景目が選定されるのは正徳四年(1714)十月のことであり、『厳島八景』上巻所収の京洛の貴紳の八景和歌が成立するのは同五年四月二十四日である(厳島神社・名山藏所蔵『奉厳島八景和歌發句』所収「厳島八景和歌」〈「柏」軸〉参照。前掲「『厳島八景』考—正徳年間の動向—」論考に翻刻)。このことに関しては、鳥丸光栄(1689-1748)の家集『栄葉和歌集』(内閣文庫蔵。「古典文庫」652所収)夏部の巻末に、次の一首が収められている。

滝宮水蛍

正徳五四 風早家勧進

1070 此みやのひかりそへてやよひ～の ほた
るも滝のたまとみたる、

当該歌は、『巖島八景』上巻に収められる「滝宮水螢」歌と一致する。正徳五年四月二十四日、風早家における勧進和歌である。風早家からは、風早公長（「參議公長」）が「有浦客船」歌、同実積（公長の男）。「親衛中郎將軍」が「谷原麋鹿」歌を詠進し、入集している。なお、「巖島八景」の景目選定を上冷泉為綱に仲介したのは、風早公長である。

似雲法師の「有浦客船」歌の制作は、『としなみ草』に拠れば、正徳六年七月から九月にかけてである。風早家の勧進による貴紳の八景歌より遅れること一年数ヶ月の製作である。この間、似雲が詠進を依頼されたについては、どのような背景を想定することができるのであろうか。

その一つは、似雲法師と貴紳との交流である。似雲の歌道の師は武者小路実陰である。京洛における歌道修業の途次において、武者小路家が主体であるが、貴紳・歌道家の邸宅で催される歌会に参仕することがあった。さらには、貴紳とともに法楽・奉納のための和歌を詠進することもある。例えば、正徳五年四月二十四日に詠進された「愛宕山法樂和歌二十首」には、似雲も初名「如雲」で詠出するが、風早公長・上冷泉為久・日野輝光・清水谷雅季・烏丸光栄・中院通躬はいずれも『巖島八景』上巻に一首を詠進・入集した貴紳である。巖島八景の景目を選定した上冷泉為綱も一座している。似雲の詠進は、おそらくは同座した師・実陰の推挙によるものであろう。かくして、「巖島八景」和歌の詠進に関与した京洛の貴紳達と面識を有していたことが想像される。

『巖島八景』中巻に詠進・入集する歌人の中で一きわ目立つのは、実陰のほか清水谷実業・中院通茂などに就いて二条・冷泉の二流に通じ、地下の宗匠家として梅月堂を創設した宣阿の存在である。『巖島八景』の刊行時にはすでに死没していたが、梅月堂宣阿は各景目について一首、合計八首の入集である（作品省略）。いかにも「巖島八景」和歌詠進の企画と実施に深く関与していたことが

知られる。宣阿は巖島神社とも深い因縁を有している（前出）。宣阿と似雲とでは、年齢的には親と子供ほどの隔たりが存したが、同門の兄弟であり、ともに巖島神社を敬崇した。似雲の京洛における数少ない準同郷の先輩、庇護者として存在したのではないかと推測させる。『としなみ草』に拠ると、以下のような交流が認められる。

梅月堂新宅会（正徳3年。卷1）

梅月堂八十賀（享保11年。卷7）

梅月堂追悼 梅仙子許へ（享保20年。卷15）

九月廿二日 梅月堂一周忌（元文元年。卷15）

似雲の「巖島八景」の詠進・入集と結び付くような内容ではないが、礼を尽くした交流の一端が示されている。

以上、似雲法師の家集『としなみ草』を、『巖島八景』への和歌入集の観点から、若干の留意点について検討を加えた。当初より、似雲の宮島・巖島神社への尊崇、さらに似雲を取り巻いた人脈からして、『としなみ草』所収と『巖島八景』中巻所収とが、ともに「有浦客船」の一首であることに對し、不可思議の念を抱いた。似雲は巖島が所在する安芸国を代表する歌人であり、幼時より宮島・巖島神社を崇拜した。『巖島八景』刊行において中心的役割を果たした光明院恕信は剃髪・得度の師であり、『巖島八景』上巻に詠進・入集する貴紳と交流が存した可能性が存し、同集・中巻で顕著な存在を示す梅月堂宣阿とも交流が存した。似雲が「巖島八景」歌を詠進・入集する條件は整い過ぎるほどに整っていながら、「一首」という歌数はいかにも少に過ぎる。その原因や理由について考察中であるが、現状では満足のゆく解答が得られていない。文学史上では安芸国を代表する歌人として位置付けられるが、当代にあっては限られた局地における名声であったこと、恕信は剃髪・得度の戒師ではあったが歌道の師ではなかったこと、宣阿は一面では同門の先輩ではあるが、似雲自身は梅月堂の門下・歌風ではなかったこと等の解釈は可能であるが、果たしてそれらが原因や理由に結び付いている否かは判断し難い。